

郡上市で牛のヨーネ病が発生

【概要】

・岐阜県郡上市 患畜1頭 発生年月日:令和3年7月27日
(家畜伝染病予防法第17条の規定に基づき殺処分)

ヨーネ病とは

- ・牛、めん山羊などに頑固な下痢を起こさせる細菌性の慢性伝染病
- ・感染牛の糞便から経口感染し、数ヶ月～数年後に発症
- ・潜伏期間が長く、無症状の感染牛を導入することで農場に侵入する機会が多い
- ・発症前であっても菌を排出しているため、感染が拡大しやすい
- ・治療法が存在しないため、家畜伝染病（法定伝染病）に指定
- ・全国で発生がみられ、年間800～1000頭程度摘発されている

ヨーネ病と診断された場合には

患畜となった牛は、家畜伝染病予防法に基づき、殺処分します。
患畜に対しては、国から手当金が支払われます。
患畜摘発後は、定期的に同居牛の検査を行い、清浄性を確認します。

基本的対策

飼養衛生管理基準 の遵守徹底

- ・車両消毒
- ・長靴・衣類交換
- ・導入元での疾病発生状況確認
- ・導入時の検査・隔離

定期検査(法5条) を必ず受検

- ・対象地域では必ず検査(搾乳牛・繁殖肉牛は2年に1回)
- ・潜伏期間が長いいため
毎回検査をする必要あり

県外導入牛の検査 (肥育牛は除く)

- ・乳用牛・繁殖肉牛を県外から導入する場合は必ず検査を受ける
- ・検査手数料:750円/頭

飛騨家畜保健衛生所 (飛騨総合庁舎内)

〒506-8688 高山市上岡本町7-468

E-mail : c24508@pref.gifu.lg.jp

TEL : 0577-33-1111 (内線402)

FAX : 0577-32-9019

※平日時間外(午前8時30分～午後5時15分以外)や休日の電話に対しては、「電話交換業務が終了しています。」に続く、「お急ぎの場合は、そのまま「1番」をダイヤル願います。」の案内メッセージに従って対応をお願いします。